

第2回全日本ユース（U-18）フットサル大会東北大会実施要項

1. 名 称

第2回全日本ユース（U-18）フットサル大会東北大会

2. 主 催

東北サッカー協会

3. 主 管

一般社団法人秋田県サッカー協会

4. 後 援

青森県教育委員会 岩手県教育委員会 宮城県教育委員会 秋田県教育委員会
山形県教育委員会 福島県 福島県教育委員会

5. 協 力

株式会社モルテン

6. 日 程

<開催日> 2015年6月27日（土）～28日（日）

<会 場> 秋田県／秋田市立体育館（秋田市八橋本町六丁目12-20）TEL018-866-2600

7. 参加資格

(1) フットサルチームの場合

- ① 公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」とする。）に「フットサル2種」、または「フットサル3種」の種別で加盟登録した単独のチームであること。一つの加盟登録チームから、複数のチームで参加できる。JFAに承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。
- ② 前項のチームに所属する1997年4月2日以降、2003年4月1日以前に生まれた選手であること。男女の性別は問わない。
- ③ 外国籍選手は1チームあたり3名までとする。

(2) サッカーチームの場合

- ① JFAに「2種」、「3種」または「女子」の種別で加盟登録した単独のチームであること。一つの加盟登録チームから、複数のチームで参加できる。JFAに承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。
- ② 前項のチームに所属する1997年4月2日以降、2003年4月1日以前に生まれた選手であること。男女の性別は問わない。
- ③ 外国籍選手は1チームあたり3名までとする。

(3) 都道府県大会、地域大会を通して、選手は、他のチームで参加していないこと。所属するチームが複数のチームで参加する場合、またはサッカーチームとフットサルチームの両方に所属し、両方のチームが参加する場合を含む。

(4) 選手および役員は、本大会において複数のチームで参加できない。

(5) 引率者は当該チームを指導掌握し、責任を負うことのできるものであること。

8. 参加チームとその数

参加チームは、東北各県から2チームずつ選出された計12チームとする。

9. 大会形式

(1) 1次ラウンド：12チームを3チームずつ4グループに分けてリーグ戦を行い、各グループ上位1チームの4チームが決勝ラウンドへ進出する。順位は、グループ内の勝点合計の多いチームを上位とする。勝点は、勝ち3、引分け1、負け0とする。ただし、勝点合計が同じ場合は、以下の順序により決定する。

① 当該チーム内の対戦成績

② 当該チーム内の得失点差

③ 当該チーム内の総得点数

④ グループ内の総得失点差

⑤ グループ内の総得点数

⑥ 下記に基づくポイント合計がより少ないチーム

(ア) 警告1回 1ポイント

(イ) 警告2回による退場1回 3ポイント

(ウ) 退場1回 3ポイント

(エ) 警告1回に続く退場1回 4ポイント

⑦ 抽選

(2) 決勝ラウンド：4チームによるノックアウト方式で行う。なお、準決勝敗者同士による3位決定戦を行なわない。

10. 競技規則

大会実施年度のJFAフットサル競技規則による。

11. 競技会規定

以下の項目については、本大会で規定する。

(1) ピッチ

原則として、40m×20mとする。

(2) ボール

試合球：フットサル4号ボール（モルテン製ヴァンタッジオ）

(3) 競技者の数

競技者の数：5名

交代要員の数：7名以内

ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：2名以内

(4) チーム役員の数

3名以内

(5) 競技者の用具

① ユニフォーム：

(ア) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ストッキング）を参加申込書に記載し、各試合には正副ともに必ず携行すること。

(イ) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものであること。

(ウ) フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の背番号のついたものを着用すること。

(エ) シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。

(オ) 選手番号については1から99までの整数とし、0は認めない。1番はゴールキーパーが付けることとする。必ず、本大会の参加申込書に記載された選手固有の番号を付けること。

(カ) ユニフォームへの広告表示については、JFAの承認を受けている場合のみこれを認める。ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームにて負担することとする。

(キ) その他のユニフォームに関する事項については、JFAのユニフォーム規程に則る。

② 靴：キャンバス、または柔らかい革靴製で、靴底がゴム、または類似の材質で出来ており、接地面が紺色、白色もしくは無色透明のフットサルシューズ、トレーニングシューズ、または体育館用シューズタイプのもの。（スパイクシューズおよび靴底が着色されたものは使用できない。）

③ ビブス：交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し、着用しなければならない。

(6) 試合時間

30分間（前後半各15分間）のプレーイングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは8分（前半終了から後半開始まで）とする。

(7) 試合の勝者を決定する方法（試合時間内で勝敗が決しない場合）

① 1次ラウンド：引き分け

- ② 準決勝：10 分間（前後半各 5 分間）の延長戦を行い、決しない場合は PK 方式により勝敗を決定する。延長戦に入る前のインターバルは 5 分間とし、PK 方式に入る前のインターバルは 1 分間とする。
- ③ 決勝：PK 方式により勝敗を決定する。PK 方式に入る前のインターバルは 1 分間とする。
- ④ 競技会規定

12. 懲 罰

- (1) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次の 1 試合に出場できない。
- (2) 本大会期間中に警告の累積が 2 回に及んだ選手は、自動的に本大会の次の 1 試合に出場できない。
- (3) 前項により出場停止処分を受けたとき、1 次ラウンド終了時点で警告の累積が 1 回のとき、または、本大会の終了のときに、警告の累積は消滅する。
- (4) 本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、全国大会に出場する選手にあっては、その大会において、全国大会に出場しない選手にあっては、当該チームが出場する直近のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。
- (5) その他、本大会の懲罰に関する事項については、JFA「懲罰規程」に則り、本大会の規律委員会が決定する。委員長は、大会主管協会フットサル委員会の委員長とする。

13. 参加申込

- (1) 1 チームあたり 24 名（選手 20 名、役員 4 名）を上限とし、選手は県大会に登録していること。ただし、3 名を上限に県大会に登録していない選手を記載できる。その場合、第 6 条に定める参加資格を満たしていなければならない。
- (2) 申込みは、県大会の大会登録票のコピーに、所属する県サッカー協会の印を捺印したものを提出すること。
<提出先> 〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所防災安全対策課 夏井 宛て
- (3) 申込締切日：2015 年 6 月 10 日（水）
- (4) 前項の申込締切日以降の参加申込内容の変更は認めない。

14. 電子選手証

各チームの登録選手は、JFA 発行の電子登録証の写し（写真が登録されたもの）または選手証（写真が貼付されたもの）を、代表者会議会場および試合会場に持参すること。登録証が確認できない場合は、試合に出場できない。

15. 参 加 料

1 チーム 15,000 円とし、下記口座にチーム名で振り込むこと。

振込先：秋田銀行 秋田市役所支店 普通 518712

口座名義：フットサル委員会 委員長 夏井 浩

16. 表 彰

優勝、準優勝のチームに賞状およびトロフィーを授与する。

なお、優勝、準優勝のチームは、2015年8月20日（木）～23日（日）、宮城県ゼビオアリーナ他で行われる全国大会への出場権を得る。

17. 組み合わせ

東北サッカー協会フットサル委員会において抽選の上、決定する。（別紙のとおり）

18. 代表者会議、マッチコーディネーションミーティング

チーム代表者、審判員との代表者会議、マッチコーディネーションミーティングを以下の通り行う。チーム代表者（代理可）は、必ず代表者会議、マッチコーディネーションミーティングに出席しなければならない。

<代表者会議>

2015年6月27日（土） 9：00より、秋田市立体育館内会議室にて実施する。

<マッチコーディネーションミーティング>

1次ラウンド：代表者会議時に併せて実施する。

決勝ラウンド：原則として各試合60分前に会議室にて実施する。

19. 傷害補償

チームの責任において傷害保険に加入すること。

20. 負傷対応

大会中のケガ等については、チームの責任で対処すること。主管協会は、一切の責任を負わない。また、大会に参加する選手は、必ず保険証または保険証のコピーを持参すること。

21. その他

(1) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由のあるチームは、0対5またはその時点のスコアがそれ以上あればそのスコアで敗戦したものとみなす。

(2) ピッチレベルでの飲料は水のみとし、ベンチ部分のシート上でのみ飲水を認める。ピッチ内での飲水は認めない。

(3) 体育館の利用規則を遵守すること。

22. 問い合わせ先

一般社団法人秋田県サッカー協会フットサル委員会 夏井

TEL 090-6782-9155（携帯） FAX 018-823-5099（職場）

E-mail ac771244@city.akita.akita.jp